

## 保育所に入所できない場合の育児休業給付金の延長について

### 1 育児休業延長制度の概要

育児休業給付金は、1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得するときに、1歳の誕生日の前々日まで支給されますが、**職場に復帰するため**、保育所に入所を希望し申込みをしているが、入所できない等の一定の要件を満たした場合には、1歳6か月の応当日の前々日まで（更に一定の要件を満たした場合には2歳の誕生日の前々日まで）を限度として支給対象期間を延長することができます。

### 2 保育所に入所できないことを事由とする延長対象の要件

育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子の**1歳の誕生日において**（1歳6か月まで延長を認められた方の場合、1歳6か月に達する日の翌日において）、当面その実施が行われない場合に、延長要件に該当します。

上記の条件を満たすためには、次の①～③をすべて満たすことが必要です。

①保育所への入所申込みを1歳の誕生日の前日以前（または1歳6か月に達する日以前）に行っていること。

②入所希望日（利用開始日）が1歳の誕生日（または1歳6か月に達する日の翌日）の属する月であること。

ただし、入所希望日が誕生日の翌日以降でないこと。（1歳6ヶ月も同様）

③1歳の誕生日（または1歳6か月に達する日の翌日）以後の期間において、当面保育の実施が行われないこと。

→保育所とは、児童福祉法39条に定める保育所等です。

→パパママ育児プラス制度を利用されている方の場合、一部要件が変更となります。（裏面9参照）

**入所希望日が1歳の誕生日（または1歳6ヶ月になる月）であること！**

**例：毎月1日入所募集の自治体の場合**

**10月29日誕生日ならば、入所希望日は10月1日**

### 3 延長対象とならない事例

①市区町村に問い合わせをしたところ、年度途中の入所は難しい状況または定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、**入所申込みを行わなかった場合。**

②**無認可保育施設（認証保育所等）**への入所申込みの場合。

③保育所の入所申込日が**1歳の誕生日以降**となっている場合。

④保育所の入所希望日（利用開始日）が、**1歳の誕生日の翌日以降**となっている場合。

※各月1日、11日、21日が利用開始日である市区町村で、10月29日誕生日の子について、11月1日の利用開始日で希望した場合、**利用開始日が1歳の誕生日以前でないため、給付金の延長対象となりません。**

### 4 確認書類

①市区町村が発行した「保育所入所不承諾通知書」や「利用調整結果通知書(保留)」の写し

※市区町村により名称は異なります。

※**各月1日が利用開始日の市区町村の場合、誕生日の属する月（または1歳6か月に達する日の翌日の属する月）の入所不承諾通知書等が必要です。**例えば、10月29日誕生日の場合、10月入所分の不承諾通知書（利用開始日が10月1日のもの）が必要。

②その他必要により安定所より提出を求められた書類

ケース1 ①の入所不承諾通知書等に、対象の子の生年月日が明記されていない場合→**母子手帳の写し**

ケース2 ①の入所不承諾通知書等に、入所希望日が明記されていない場合→**入所申込書の写し**

ケース3 **入所希望日を1歳の誕生日の属する月（または1歳6か月に達する日の翌日の属する月）よりも前で申し込まれている場合、例え有効期限内であったとしても、別途1歳の誕生日の属する月（または1歳6か月に達する日の翌日の属する月）の入所不承諾通知書等が必要です。**

ケース4 1歳の誕生日の属する月（または1歳6か月に達する日の翌日の属する月）よりも前に入所申込みを行っていて入所できていないが**入所不承諾通知書等が発行できない場合、「本人の疎明書（本人直筆の署名または押印）」及び「1歳の誕生日の属する月（または1歳6か月に達する日の翌日の属する月）よりも前の入所不承諾通知書等（有効期限内のものに限る）」が必要**です。

※従って、1歳の誕生日(または1歳6ヶ月の属する月)以外の入所不承諾通知書等の場合は、ケース3・ケース4の書類が必要になります。

## 5 その他の延長事由

保育所に入所できない場合以外の延長事由と確認書類

- 養育を予定した配偶者の死亡……………住民票の写しと母子健康手帳など
- 養育を予定した配偶者の疾病、負傷等……医師の診断書と母子健康手帳など
- 養育を予定した配偶者との別居……………住民票の写しと母子健康手帳など
- 養育を予定した配偶者の産前産後……………産前産後に係る母子健康手帳など

## 6 申請書の書き方

延長事由が生じた場合は、支給申請の手続きのための添付書類（賃金台帳・出勤簿等）と併せて、5（または6）にある確認書類を添付して下さい。

また、支給申請書の18欄に支給対象となる期間の「延長事由-期間」を記載して下さい。

延長申請を行わなかった場合には、延長されませんので、ご注意ください。

## 7 延長申請期間

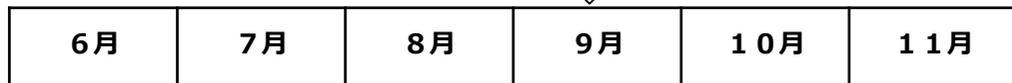
延長申請は、以下の①または②の申請時に、必要な確認書類を持参していただくことになります。

①延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時（ただし、1歳に達する日（1歳6か月に達する日）以降の申請時に限る）。

②1歳に達する日（1歳6か月に達する日）を含む延長後の支給対象期間（延長されたとした場合の支給対象期間となります）の支給申請時。

例：出産日が9月9日の場合、

9/8(1歳に達する日)



① 支給単位期間  
7/5~8/4  
8/5~9/4

申請期間  
9/8~11/30

※延長申請をする場合は  
1歳に達する日  
(9/8)以降に申請し  
てください

② 支給単位期間  
9/5~10/4  
10/5~11/4

※申請書に印字されてい  
る支給単位期間は9/5  
~9/7ですが、延長さ  
れたとした場合として9  
/5~11/4分を申請  
してください。

申請期間  
11/5~1/31

①②いずれかの  
申請時に延長を  
申請

## 8 パパママ育休プラス制度

「パパ・ママ育休プラス制度（父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長）」を利用して育児休業を取得する場合には、以下の①~③すべてに該当する場合に、一定の要件を満たすと子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年まで育児休業給付金が支給されます。

①育児休業開始が、当該子が1歳に達する日の翌日以前である場合。

②育児休業開始日が、当該子に係る配偶者が取得している育児休業期間の初日以後である場合。

③配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること。

このため、当該制度を利用する場合、「1歳の誕生日」を「休業終了予定日の翌日」と読み替えて取り扱います。

（つまり、パパ・ママ育休プラス制度を利用して育児休業を取得したあと、さらに1歳6か月になる前日まで育児休業給付金を延長するには、「1歳の誕生日」を「休業終了予定日の翌日」と読み替えて、育児休業給付金の延長申請をする必要があります。）

(注1) 2歳になる前日までの延長は対象の子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に限ります。

(注2) 市区町村により、保育園の入所申し込みの時期（締め切り）や有効期限も様々ですので、提出時期の確認は、十分余裕を持って市区町村にご確認下さい。

《ご不明な点がございましたら、ハローワークまでお問い合わせください。》